

## 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

(1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地  
土地の所在 熊本県球磨郡五木村甲

字	地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)
		公 簿	現 況	公 簿	実 測	
野々脇	414 番 1	学校用地	学校用地	49.58	73.81	73.81

(2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地

4 土地所有者の氏名及び住所  
なし  
不明 ただし

五木村

上記代表者 五木村長 西村久徳  
熊本県球磨郡五木村甲 2672 番地の 7

又は

登記名義人 和田タメの法定相続人

高岡ヒロエ (持分 91 分の 1)  
熊本県球磨郡五木村乙 665 番地の 28川邊エミ子 (持分 91 分の 1)  
熊本県球磨郡山江村大字山田乙 1276 番地の 14川辺英勝 (持分 182 分の 1)  
熊本県熊本市御領四丁目 3 番 26 号川辺英利 (持分 182 分の 1)  
熊本県熊本市月出四丁目 8 番 13 号川邊正忠 (持分 91 分の 2)  
宮崎県西諸県郡須木村大字下田 278 番地 111川邊キヨ (持分 91 分の 2) の法定相続人  
不明 ただし

判明している相続人

田中利昭

福岡県太宰府市都府楼南四丁目 6 番 17 号

田中正利

福岡県福岡市東区青葉七丁目 38 番 12-209 号

プライス・ヘイズ

居所不明

森崎孝一 (持分 91 分の 2)

熊本県球磨郡五木村甲 4263 番地の 2

岩橋榮美子 (持分 91 分の 2)

佐賀県三養基郡みやき町大字簗原 4057 番地

松元節子 (持分 91 分の 2)

宮崎県小林市大字南西方 1131 番地 100

豊原義則 (持分 42 分の 1)

熊本県球磨郡五木村甲 1642 番地

豊原千賀子 (持分 84 分の 1)

熊本県球磨郡山江村大字山田乙 1276 番地の 13

大矢豊 (持分 252 分の 1)

愛知県名古屋市中川区荒越町二丁目 1 番地市営荒越荘 7 棟 301 号

豊原和生 (持分 252 分の 1)

熊本県球磨郡山江村大字山田乙 1276 番地の 13

豊原一郎 (持分 252 分の 1)

熊本県球磨郡山江村大字山田乙 1276 番地の 10

豊原龍生 (持分 42 分の 1)

熊本県人吉市西間下町 775 番地 1

白柿香 (持分 42 分の 1)

栃木県塩谷郡塩谷町大字玉生 536 番地 5

平本八千代 (持分 42 分の 1)

愛知県名古屋市中熱田区一番三丁目 2 番 30 号一番荘 3 棟 507 号

桑崎三千代 (持分 42 分の 1)

岐阜県各務原市緑苑南二丁目 51 番地

杉本英子 (持分 7 分の 1)

熊本県熊本市戸島五丁目 10 番 184 号

米田重信 (持分 14 分の 1)

熊本県球磨郡錦町大字西 1323 番地の 1

米田正信 (持分 28 分の 1)

熊本県球磨郡錦町大字西 1323 番地の 1

吉澤絹代 (持分 28 分の 1)

福岡県福岡市博多区昭南町三丁目 4 番 31 - 601 号

- 加茂恭枝（持分 84 分の 5）  
福岡県宗像郡福間町東福間二丁目 5 番 2 号
- 和田拓也（持分 84 分の 5）  
熊本県球磨郡五木村甲 2997 番地の 27
- 和田悦郎（持分 42 分の 1）  
熊本県球磨郡相良村大字深水 1212 番地 2
- 和田早苗（持分 14 分の 1）  
熊本県球磨郡相良村大字柳瀬 190 番地
- 和田時枝（持分 28 分の 1）  
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼 3190 番地 638
- 馬場早句子（持分 28 分の 1）  
熊本県菊池郡菊陽町大字原水 5900 番地 449
- 井上チドリ（持分 7 分の 1）  
熊本県熊本市龍田四丁目 21 番 72 号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成 17 年 5 月 31 日

**熊本県収用委員会公告第 25 号**

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成 17 年 6 月 13 日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類  
一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積  
(1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地  
土地の所在 熊本県球磨郡五木村甲

字	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
溝口	3621 番 2	公衆用道 路	公衆用道路	69	160.69	160.69
溝口	3625 番 2	公衆用道 路	公衆用道路	69	144.05	144.05
溝口	3695 番 2	公衆用道 路	公衆用道路	148	305.45	305.45

- (2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地  
なし

- 4 土地所有者の氏名及び住所  
国土交通省（持分 351 分の 349）  
上記代表者 国土交通大臣 北側一雄  
東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 3 号  
不明 ただし  
登記名義人  
梶原伊津子（持分 702 分の 1）  
熊本県熊本市鶴羽田町 1083 番地 12  
下川信子（持分 702 分の 1）  
熊本県熊本市八幡七丁目 3 番 25 号  
堤田シマコ（持分 702 分の 1）  
熊本県水俣市牧ノ内 13 番 23 号  
山下和子（持分 702 分の 1）  
熊本県水俣市わらび野 1 番 3 号  
又は  
国土交通省（持分 351 分の 2）  
上記代表者 国土交通大臣 北側一雄  
東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 3 号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成 17 年 5 月 31 日

**熊本県収用委員会公告第26号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成17年6月13日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積  
 (1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地  
 土地の所在 熊本県球磨郡五木村甲

字	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
松本	3521番2	公衆用道 路	公衆用道路	231	192.67	192.67
溝口	3684番2	公衆用道 路	公衆用道路	49	546.24	546.24

(2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地  
なし

- 4 土地所有者の氏名及び住所  
 国土交通省（持分144分の131）  
 上記代表者 国土交通大臣 北側一雄  
 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号  
 不明 ただし  
 登記名義人  
 白濱里美（持分12分の1）  
 千葉県市原市若宮二丁目18番地13 オリエンタルハイツ A102  
 島崎みさ子（持分144分の1）  
 鹿児島県鹿児島市吉野町2701番地7  
 又は  
 国土交通省（持分144分の13）  
 上記代表者 国土交通大臣 北側一雄  
 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成17年5月31日

**熊本県収用委員会公告第27号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成17年6月13日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積  
 (1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地  
 土地の所在 熊本県球磨郡五木村甲

字	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
溝口	3648番2	公衆用道 路	公衆用道路	396	250.54	250.54

(2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地  
なし

- 4 土地所有者の氏名及び住所  
 不明 ただし  
 土地登記簿表題部所有者欄記載  
 田中 与七  
 存否不明  
 又は  
 国土交通省